平成１３年度に達成すべき目標	３.保険給付事務に関する事項 (1) レセプト点検調査、第三者に対する損害賠償請求権の行使等を通じて、政管健保・船員保険における医療費適正化を推進すること。
指標名	地域別保険給付費、レセプト点検実施件数、医療費通知件数、第三者求償件数

（社会保険庁からの実績の報告）

１.指標の推移（年度別）

指標名	単位	Ｈ１２	Ｈ１３	Ｈ１４	Ｈ１５	Ｈ１６	Ｈ１７
保険給付費（政管健保）	億円	41,999	41,978				
＜中略＞							
レセプト点検実施件数（政管健保）	件	361,922,521	369,286,914				
＜中略＞							
医療費通知件数（政管健保）	件	14,813,172	16,661,221				
＜中略＞							
第三者求償件数（政管健保）	件	162,002	163,764				
＜中略＞							

２.目標達成に向けての取組状況

レセプト点検調査、第三者に対する損害賠償請求権の行使等を通じた医療費適正化の推進については、「診療報酬明細書等の点検調査について（通知）」（平成10年6月23日庁保険発第11号）等の通知に基づき実施してきたところであるが、事業目標を効果的に達成する観点から、社会保険庁の平成13年度事業計画における重点事項として定め、保険者機能の強化を図るため、特にレセプト点検調査の効率化を図るとともに、縦覧点検及び外傷性点検のより一層の充実に努めた。
具体的には、各地方社会保険事務局における医療費適正化推進委員会等により具体的な対策の策定を行うとともに、レセプト点検調査に当たっては、

・上記具体的な対策に基づく単月点検、縦覧点検及び外傷性点検の重点実施
・職員を始めとするレセプト点検従事者の資質向上のための各種研修の実施
・非常勤審査医師等による疑義レセプトに関する指導助言の実施
・保険医療機関等指導監査担当部署からの医療機関指導結果等情報を活用したレセプト点検の実施

などにより適切な保険給付の実施に努めた。これにより、再審査請求件数は、対前年度比12.5%の増となっている。

レセプト点検調査等の結果、第三者行為保険事故に該当すると思われるものについては、事故状況等の調査確定を迅速に行うとともに顧問弁護士を活用し求償権の確実な行使に努めた。

また、事業所及び被保険者等に対しては、レセプトより得られる情報を基に、保健師並びにパンフレット等を活用した適正受診の指導、啓発を行うとともに2ヶ月分相当の医療費通知の確実な実施に努めた。

（実績に対する評価）

評価及び所見

○　レセプト点検調査や第三者に対する損害賠償請求権の行使は、正当で無駄のない保険給付を確保し、医療費の適正化を図るために適正に実施する必要がある。また、医療費の通知については、医療費の適正化とともに、医療費や医療保険制度に関する被保険者の理解を深めるという意味においても、確実に実施することが重要である。

○　平成13年度における庁の取組は、レセプト点検にあっては点検内容の充実やレセプト点検従事者の資質向上のための各種研修の実施、第三者に対する損害賠償請求にあっては顧問弁護士の活用等、医療費の通知にあっては適正受診の指導等と併せた確実な実施と、全体的な取組みとしては概ね適正に実施されている。

しかしながら、平成13年行政評価・監視結果通知においても、「レセプト点検や第三者に対する損害賠償請求について、実施の向上を図るべき」との指摘を受けているところであることから、これらの指摘事項も踏まえ適正な保険給付が行われるよう、引き続き必要な改善を図っていくことが必要である。

（備　考）

平成１３年度の地域別保険給付費は、現在、集計中。

レセプト・・・保険医療機関が保険診療を行ったときは、診療報酬を計算して、患者から一部負担金・自己負担金を徴収し、残りを保険者へ請求するが、その際の請求書をいう。

平成１３年度に達成すべき目標	3.保険給付事務に関する事項 (2)政管健保・船員保険において、傷病手当金等の現金給付の適正化を図ること。
指標名	現金給付費

（社会保険庁からの実績の報告）

1.指標の推移（年度別）

指標名	単位	H１２	H１３	H１４	H１５	H１６	H１７
現金給付費（政管健保）	億円	5,049	4,865				

<中略>

2.目標達成に向けての取組状況

傷病手当金等の現金給付の適正化については、事業目標を効果的に達成する観点から、社会保険庁の平成１３年度事業計画に定め、職員による書面審査、実地調査、負傷原因の調査等の強化を行い、また、保険給付審査医師、顧問弁護士等の専門家を活用することなどにより給付の適正化に努めた。

また、事業主及び被保険者等にチラシ・パンフレット等により制度の周知徹底を図り、適正な届出を促すほか、職員研修の実施、処理マニュアル作成や実施要綱策定などにより職員の資質向上に努め、給付の適正化に努めた。

（実績に対する評価）

評価及び所見

○　傷病手当金等の現金給付については、保険給付の正確性の確保だけでなく、保険財政の健全性や保険制度への信頼性の向上を図るためにも適正に行う必要がある。特に、これらは被保険者本人に直接に現金を給付するものであることから、支給対象となるかどうか等の確認を十分に行う必要がある。

○　平成 13 年度における庁の取組状況は、職員による実地調査等の強化、専門家を活用しての審査の強化やパンフレット等を通じた制度の周知徹底、職員に対する研修等の取組みを組織的に実施しており、全体的な取組としては、適正に実施していると言える。

今後とも、傷病手当金等の現金給付の適正化を推進していくため、効率的で効果的な取組を実施していくことが重要である。

（備 考）

傷病手当金・・・病気やけがの療養のため仕事を休み、事業主から報酬を受けられないときに、被保険者とその家族の生活を保障するために支給される給付

平成１３年度に達成すべき目標	3.保険給付事務に関する事項 (3)～(5)　<略>

平成１３年度に達成すべき目標	4.保健事業及び福祉施設事業に関する事項 (1)政管健保・船員保険の生活習慣病予防健診事業を効果的に実施するとともに、それに基づく事後指導等の事業を適切に実施すること。
指標名	健診実施者数、事後指導実施者数

（社会保険庁からの実績の報告）

1.指標の推移（年度別）

指標名	単位	Ｈ１２	Ｈ１３	Ｈ１４	Ｈ１５	Ｈ１６	Ｈ１７
健診実施者（政管健保）	人	3,165,777	3,195,926				
＜中略＞							
事後指導実施者数(政管健保)	人	407,446	431,599				

2.目標達成に向けての取組状況

政管健保及び船員保険の被保険者等の健康の保持増進等を図るため実施する生活習慣病予防健診事業にあっては、「政府管掌健康保険生活習慣病予防健診及び生活習慣改善フォローアップ健診の実施について」（平成11年3月31日庁保発第18号）等の通知に基づき、実施してきたところであるが、事業目標を効果的に達成する観点から、社会保険庁の平成13年度事業計画に定め、チラシ・パンフレット等を利用した広報等により被保険者等の受診の勧奨に努め、また被保険者が受診する健診実施機関で適切な健診が行われるよう健診実施機関の監査・指導の実施に努めた。

更に、健診をより効果的なものにするためには、健診結果に基づく生活改善指導を行うことが必要であることから、保健師による電話、文書、事業所訪問等の手段による事後指導の充実に努め、対象者数は対前年度に比べ24，153人の増となった。

（実績に対する評価）

評価及び所見

○　生活習慣病予防健診やそれに基づく事後指導は、被保険者の健康管理意識の向上や健康の保持増進、それによる医療費の適正化を図るためにも適切に実施することが重要である。

○　平成13年度における庁の取組状況は、パンフレット等を利用した広報等による被保険者に対する受診の勧奨を行うとともに、健診機関に対する指導を通じて健診実施の適正性を担保することに努め、被保険者の健康の保持増進のための事後指導についてもその数を増加させるなど、全体的な取組としては適正に実施されていると言える。

今後とも、積極的な勧奨を通じての受診者の増加やこれによる健康の保持増進・医療費の適正化の推進を図っていくことが必要である。

（備 考）

平成１３年度に達成すべき目標	4.保健事業及び福祉施設事業に関する事項 (2)社会保険事業に係る保健・福祉施設事業は、適切に実施すること。
指標名	利用者数

（社会保険庁からの実績の報告）

1.指標の推移（年度別）

指標名	単位	H１２	H１３	H１４	H１５	H１６	H１７
社会保険病院等利用者数（入院延べ患者数）	千人	6,816	6,749				
社会保険病院等利用者数（外来延べ患者数）	千人	12,900	12,821				
社会保険病院等利用者数（健診等延べ実施者数）	千人	2,782	2,797				
健康づくり講座等延べ利用者数	千人	13,950	13,657				
福祉施設延べ利用者数	千人	33,089	32,309				

2.目標達成に向けての取組状況

委託契約に基づき、各委託先団体が策定した平成13年度事業計画等に沿い、適切に事業を実施するよう指導するとともに、委託先団体の計画的な監査及び各施設の経営状況等についての個別監査を実施した。

また、施設整備については、施設の老朽化に伴う必要な整備を行った。

なお、社会保険病院については、「健康保険法等の一部を改正する法律（平成14年法律第102号）」の附則に「健康保険の保険者である政府が設置する病院の在り方の見直しについては、おおむね二年を目途に、その具体的内容、手順及び年次計画を明らかにし、所要の措置を講ずるものとする。」旨、明記されたことを受け、検討に着手した。

（実績に対する評価）

評価及び所見

○　保健・福祉施設事業は、被保険者等の健康の保持増進及び療養若しくは療養環境の向上や福祉の増進に資するよう、適正に実施することが重要である。また、事業運営については、有効性、効率性の観点から、継続的に見直しを行い、透明化を図っていくことが求められている。

○　平成 13 年度における庁の取組状況は、実績報告書によれば、委託先である公益法人に対して、委託先としての観点とともに、公益法人としての観点からの指導・監査を行っており、また、施設整備についても必要最小限のものに限るなど、全体的な取組としては、適正に実施されていると言える。

これまでも、総務庁による「年金に関する行政監察結果」（平成 10 年 9 月 18 日）において、「厚生年金福祉施設や年金保険施設については、国の負担額を極力縮減するため、既設の施設の必要性の再検討、厳しいコスト意識に基づく経営の合理化・効率化が重要」と指摘されたことを踏まえ、必要な措置が講じられたところであるが、今後とも適正な施設運営が行われるよう、引き続き効果的な取組を実施していくことが重要である。

○　なお、社会保険病院については、健康保険法等の一部を改正する法律（平成 14 年法律第 102 号）附則において所要の措置を講ずるものとされており、今後、更に検討を進めていくべきである。

（備 考）

平成１３年度に達成すべき目標	5.広報、情報公開、相談等に関する事項 (1)事業主、被保険者、受給権者等への応対は、「親切・迅速・正確」を旨とすること。
指標名	

（社会保険庁からの実績の報告）

1.指標の推移（年度別）

指標名	単位	H１２	H１３	H１４	H１５	H１６	H１７

2.目標達成に向けての取組状況

事業主、被保険者、受給権者への応対については、「さわやか行政サービス」の推進のため、総合案内窓口の設置や案内係の配置、点字案内の充実、届書の記載例の整備などの環境整備に努めるとともに、職員に対する接遇研修及び知識向上のための業務研修の実施などにより行政サービスの充実に努めた。（総合案内窓口設置社会保険事務所　102カ所）

（実績に対する評価）

評価及び所見

○　事業主、被保険者、受給権者への「迅速・親切・丁寧」な対応は、行政サービスの基本であり、特に、国民の生活に密着した医療保険、年金等の直接的な業務を担う庁においては重要な課題である。

○　平成 13 年度における庁の取組は、「さわやか行政サービス」の推進の観点から、総合案内窓口の設置、点字案内の充実、届出書の記載例の整備等の環境整備に努めるほか、職員に対する接遇研修や業務研修等を行うなど、概ね適正に実施されているものと言える。

○　今後とも、利用者のニーズを随時的確に把握しつつ、行政サービスの改善に努めていくことが必要である。

（備　考）

平成１３年度に達成すべき目標	5.広報、情報公開、相談等に関する事項 (2)～(3)　＜略＞

平成１３年度に達成すべき目標	5.広報、情報公開、相談等に関する事項 (4)国民に対する情報提供の充実を図るとともに、レセプトの開示等についても適切に対応すること。
指標名	ホームページアクセス数、情報公開法に基づく開示請求の開示件数、レセプト開示件数

（社会保険庁からの実績の報告）

1.指標の推移（年度別）

指標名	単位	Ｈ１２	Ｈ１３	Ｈ１４	Ｈ１５	Ｈ１６	Ｈ１７
ホームページアクセス数	件	796,136	1,045,765				
情報公開法に基づく開示請求の開示件数	件	―	239				
レセプト開示件数	件	2,231	3,358				

2.目標達成に向けての取組状況

国民に対する情報提供の充実については、行政情報化に対応するため、厚生労働省ホームページ上に「社会保険庁コーナー」を設置し、社会保険行政に関する総合的な情報提供に努めた。

また、事業目標を効果的に達成する観点から、情報公開制度への的確な対応を社会保険庁の平成13年度事業計画における重点事項として定め、保有する文書の適正な管理を行うとともに、開示請求に対して的確に対応するため、「情報公開事務処理要領」を定め、行政ファイル管理簿の作成、閲覧所・開示コーナーの設置など、適切かつ円滑な情報公開の実施に努めた。

また、レセプトの開示等に当たっては、「診療報酬明細書等の開示に係る取扱要領」に基づき、レセプトの早期開示など適切な対応に努めた。

（実績に対する評価）

評価及び所見

○　国民に対する情報提供の充実、レセプトの開示等は、特に国民の生活に密着した医療保険、年金等の直接的な業務を担う庁においては、行政サービスの向上、国民の信頼性の確保という観点から重要な課題である。

○　平成13年度における庁の取組は、情報提供の充実については、厚生労働省ホームページ上に「社会保険庁コーナー」を設置することによる社会保険行政に関する総合的な情報提供、「情報公開事務処理要領」の策定を通じた閲覧所、開示コーナーの設置等の情報公開請求への適切な対応などに努めるほか、レセプトの開示等に当たっては、「診療報酬明細書等の開示に係る取扱要領」に基づく早期開示に努めるなど、概ね適正に実施されているものと言える。

○　今後とも、国民のニーズを随時的確に把握しつつ、情報提供の充実、適切なレセプト開示等に努めていくことが必要である。

（備　考）